

【群馬県からのお知らせ】

令和 9 年 4 月から県の税務組織をリニューアルします

税務行政を取り巻く環境変化に対応した持続可能な税務組織の構築のため、県税組織のリニューアルを行います。

不動産取得税と自動車税を除く課税業務

全県分を前橋行政県税事務所に集約

※自動車税については、引き続き自動車税事務所で実施

不動産取得税の課税業務及び各税目の徴収業務

前橋・渋川・高崎・太田行政県税事務所に集約

窓口業務（納税、納税証明書の発行、自動車税の減免申請、不動産取得税の減額申請など）

引き続き全ての行政県税事務所で実施

令和9年4月からの所管業務のイメージ

税目等		所管事務所
課税業務 (県民税、事業税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、県たばこ税、鉾区税)		前橋行政県税事務所
課税業務 (不動産取得税)	前橋市、伊勢崎市、佐波郡	前橋行政県税事務所
	渋川市、沼田市、北群馬郡、吾妻郡、利根郡	渋川行政県税事務所
徴収業務 (各税目)	高崎市、安中市、藤岡市、富岡市、多野郡、甘楽郡	高崎行税県税事務所
	太田市、桐生市、みどり市、館林市、邑楽郡	太田行政県税事務所
課税業務（自動車税）		自動車税事務所
窓口業務 納税、納税証明書の発行、自動車税の減免申請、不動産取得税の減額申請など		全ての行政県税事務所

令和9年4月以降のお手続きについて

Q 県税に関する問合せ・相談は、どこにすればよいですか。

A 税目に応じて、事務を所管する事務所へお問い合わせをお願いいたします。
窓口納付、納税証明書の発行、納税相談は、これまでどおりの全ての事務所で行います。
※相談内容により、来所いただいた事務所から担当事務所へおつなぎする場合があります。
※詳細は、群馬県ホームページをご確認ください。



Q 各種申請・届出書、申告書等は、どこに提出すればよいですか。

A 税目に応じて、事務を所管する事務所への提出をお願いいたします（下記を除く）。
自動車税の減免申請などの受付は、これまでどおり全ての事務所で行います。

Q e L T A Xで電子申請・電子申告を行う場合の提出先はどこですか。

A 令和9年11月末までは、これまでどおり旧管轄事務所を提出先としてください。
旧管轄事務所への提出が必要になる税目と提出先は、以下のとおりです。

		税目			
		法人の県民税 事業税	ゴルフ場 利用税	軽油引取税	県たばこ税
主たる事 務所又は 事業所の 所在地	前橋市、渋川市、伊勢崎市、 北群馬郡、佐波郡	前橋行政県税事務所			高崎行政 県税事務所
	高崎市、安中市、藤岡市、 富岡市、多野郡、甘楽郡	高崎行政県税事務所			
	吾妻郡	吾妻行政県税事務所			
	沼田市、利根郡	利根沼田行政県税事務所			
	太田市、桐生市、みどり市、 館林市、邑楽郡	太田行政県税事務所			

※令和9年12月以降については、前橋行政県税事務所へ提出をお願いいたします。

電子申告・申請について

法人二税や軽油引取税は電子申告、電子申請・届出、電子納税がご利用いただけます。
利用方法など詳細については、群馬県ホームページをご覧ください。

